別添1　審査基準

令和8年度印西市役所3階西側庁舎グループアドレス導入及び什器入替業務審査基準

一次審査

項番	区分	配点	評価項目
1	業務遂行能力	20	類似業務の履行実績及び業務実施体制を総合的に評価し、本業務を円滑かつ確実に遂行できる能力を有しているか。
合計		20	

二次審査

項番	評価項目	配点	評価のポイント
1	基本コンセプト及び空間計画	10	本業務の目的及び基本方針を理解し、グループアドレス及びABWの導入効果を高めるコンセプト及び空間計画が提案されているか。
2	レイアウト計画及び業務改善提案	30	執務席61席及び必要機能の配置、将来的な増席への対応並びに平常時における庶務・作業スペースとしての有効活用、グループアドレス及びABWの活用、動線及び業務効率の向上、来庁者からの視線に配慮した執務環境の確保並びに人事課執務スペースについて、来庁者及び他部署からの視認性抑制を含む個人情報保護対策、収納集約及びペーパーレス化について、効果的な提案がなされているか。また、防災課、総務課、選挙管理委員会事務局、人事課及び秘書広報課の業務特性を踏まえ、仕様書第10条に定める事項について具体的かつ実現性のある提案がなされているか。
3	導入什器計画	20	提案する什器が業務効率及び執務環境の向上に資し、品質、耐久性、安全性及び保守性に優れ、将来的なレイアウト変更等にも柔軟に対応できるものであるか。
4	実施体制及び業務遂行計画	20	実施体制及び役割分担が明確であり、工程計画及び施工計画に実現性があり、業務への影響を最小限に抑えながら円滑に業務を遂行できる体制となっているか。
5	見積金額	20	配点×（全提案者中最低見積金額／当該提案者見積金額）
合計		100	

審査は二次審査の合計点により行い、得点合計が最も高い者を受託候補者とする。

最低基準点
審査委員の採点結果の合計が見積金額を除く総合計点の6割に満たない場合は失格とする。
（100点-20点）×5人＝400点
400点×0.6＝240点